

# 糸満市地域経済とくらしを支える商品券事業

## 「いとまんプレミアム商品券」店舗募集要領

### (事業者向け)

## 1. 事業目的

新型コロナウイルス感染症が地域経済へ与える影響を緩和し、地域内の消費を喚起させることを目的とする。

## 2. 実施概要

- (1)発行元:糸満市
- (2)事業内容:
  - ①プレミアム100(青) 1冊4,000円相当の商品券を2,000円で販売(500円×8枚)
  - ②プレミアム50(赤) 1冊3,000円相当の商品券を2,000円で販売(500円×6枚)
- (3)総発行部数: 76,000冊(プレミアム100: 38,000冊、プレミアム50: 38,000冊)
- (4)販売期間: 令和4年10月1日(土)~令和4年12月31日(土)※売り切れ次第終了  
対象者:糸満市民(世帯主) ※糸満市に住民登録がある者(令和4年8月31日時点)
- (5)委託事業者: 一般社団法人 糸満市観光協会
- (6)利用期間: **令和4年10月1日(土)~令和5年1月31日(火)**
- (7)経済効果: 266,000,000円
- (8)対象事業者:

登録番号	登録条件	取扱商品券
1	市内に本社がある中小・個人事業所、観光施設等 (お土産店、宿泊施設、美容室、飲食店、精肉鮮魚店等) ※フランチャイズ店、チェーン店は除く	プレミアム100(青) プレミアム50(赤)
2	市外に本社がある事業所 (大型スーパー、コンビニ、フランチャイズ店等)	プレミアム50(赤)

## 3. 商品券の対象とならないもの

- (1)金融商品
- (2)たばこ
- (3)商品券やプリペイドカードなど換金性の高いもの
- (4)現金との換金、金融機関への預け入れ
- (5)特定の宗教・政治団体にかかわるものや公序良俗に反するもの
- (6)風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)
- (7)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
- (8)国税、地方税や使用料などの公租公課
- (9)各参加店舗が利用対象外として指定するもの
- (10)その他、糸満市が指定するもの

## 4.取扱いにおける厳守事項

- (1) 特定取引を行う事業所内の見やすい場所に、市から送付された取扱事業者を証する文書類を掲示すること。
- (2) 特定取引において商品券の受取を拒まないこと。
- (3) 特定取引において受け取った商品券を別に定める方法により、無効にすること。
- (4) 無効となった商品券の受取を拒否すること。
- (5) 偽造等の不正使用の疑いがあるときは、受取を拒否するとともに、速やかに市に報告すること。
- (6) 商品券の交換、譲渡及び売買を行わないこと。
- (7) 市が本事業に関する調査を行うときは、協力すること。
- (8) その他糸満市地域経済とくらしを支える商品券事業の実施要綱規定に反すると認める行為をしないこと。

## 5.取扱店の参加資格

糸満市内に店舗、事業所等を有する事業者で、次の(1)から(5)に該当する事業者を除いたもので、糸満市内の店舗等に限り商品券を使用できるものとします。

- (1)糸満市暴力団排除条例(平成23年糸満市条例第18号)第2条第1号に規定する暴力団  
又は同条第2号に規定する暴力団員に該当する者
- (2)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条  
第1項第4号及び第5号の規定による営業並びに同条第5項の性風俗関連特殊営業を行う者
- (3)宗教又は政治団体と関わる者
- (4)公序良俗に反する営業を行う者
- (5)その他市長が不相当と認める営業を行う者

## 6.取扱店の責務等

- (1)取扱店であることが明確になるよう、ポスター、ステッカー及びのぼりを利用者がわかりやすい場所に掲示して下さい。
- (2)利用者が持ち込んだ商品券は、必ず目視によるチェック(商品券見本を参照)を行ってください。色合いがあきらかに違う偽造が疑われる商品券について、受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに、いとまぐプレミアム商品券事務局まで報告してください。また、汚損・破損等が激しい商品券についても、受け取りを拒否して下さい。換金できないことや、換金後に損害金を請求されることもあります。
- (3)商品券受領後は、裏面所定欄に、取扱店印を押印、または、店名を記載することとし、既に取扱店名のある商品券については、受け取りを拒否してください。
- (4)事務局が、取扱店舗及び関係機関への調査・照会が必要と認めるときは、これに同意し、協力すること。

## 7.申請手続きについて

### (1)申請方法

本募集要領の様式に必要な事項を記入し、糸満市観光協会へ「**郵送**」または「**直接持参**」してください。

### (2)申請書の提出及び問合せ先

提出先 〒901-0306 糸満市西崎町 3 丁目 1

いとまんプレミアム商品券事務局

西崎研修センター内 (旧スポーツロッジ糸満)

※営業時間:9:00~18:00

お問合せ先 ①080-4693-7182 (9:00~18:00)

②080-7982-1835 (9:00~18:00)

※いずれかの番号へ  
お問合せ下さい

### (3)申込期間

令和4年7月19日(火)~令和4年12月31日(土)

**※令和4年7月19日(火)~令和4年8月19日(金)の期間にお申込み完了いた  
だくと「糸満市観光協会 HP 掲載」及び「いとまんプレミアム商品券取扱店舗一覧」に記載し、「9月号の広  
報いとまん」に折込配布、加えて販売時に商品券購入者へ配布します。**

※令和4年8月20日(土)以降の申し込みにつきましては、糸満市観光協会 HP のみでの掲載となります。

### (4)提出書類

提出書類	糸満市商工会 会員 糸満市観光協会 会員	会員以外
(1)会員証明証の写し ※令和4年度会費納入済み事業所へ発行 糸満市商工会会員: <b>商工会にて発行します</b> 糸満市観光協会会員: <b>振込確認後、随時発送します。</b>	○	×
(2)公的な許可証の写し ※営業が確認できる許可証または登録証 (飲食店営業許可証、食料品販売許可証など) 業種別許可証については観光協会のHPをご確認ください。	×	○
(3)店舗情報兼誓約書(登録申請書 1-1)※P5	○	○
(4)精算書類(登録申請書 1-2) ※P6 (振込先、口座番号、精算方法等)	○	○
(5)通帳の写し (①通帳の表面②通帳開いての1・2ページ目 各1枚)	○	○

## 8.換金について

- (1)精算は月3～4回です。(月によって異なります)
- (2)毎週金曜日締め、翌月金曜日支払い ※第16回目の締切日はご確認ください。
- (3)換金にかかる費用負担(振込手数料)はありません。
- (4)現金支払いは致しません。
- (5)商品券の枚数を「第2号様式-①」または「第2号様式-②」(7ページ目)に記入し、期限内に商品券と併せて提出いただくと、入金日にお振込み致します。(第2号様式は登録番号によって異なりますので、対象の様式をご確認の上ご使用ください。

回数	「請求書」及び「商品券」提出期限	入金日
1回目	令和4年10月10日(月)～10月14日(金)	令和4年10月21日(金)
2回目	令和4年10月17日(月)～10月21日(金)	令和4年10月28日(金)
3回目	令和4年10月24日(月)～10月28日(金)	令和4年11月4日(金)
4回目	令和4年10月31日(月)～11月4日(金)	令和4年11月11日(金)
5回目	令和4年11月7日(月)～11月11日(金)	令和4年11月18日(金)
6回目	令和4年11月14日(月)～11月18日(金)	令和4年11月25日(金)
7回目	令和4年11月21日(月)～11月25日(金)	令和4年12月2日(金)
8回目	令和4年11月28日(月)～12月2日(金)	令和4年12月9日(金)
9回目	令和4年12月5日(月)～12月9日(金)	令和4年12月16日(金)
10回目	令和4年12月12日(月)～12月16日(金)	令和4年12月23日(金)
11回目	令和4年12月19日(月)～12月23日(金)	令和5年12月30日(金)
12回目	令和4年12月26日(月)～12月30日(金)	令和5年1月6日(金)
13回目	令和5年1月9日(月)～1月13日(金)	令和5年1月20日(金)
14回目	令和5年1月16日(月)～1月20日(金)	令和5年1月27日(金)
15回目	令和5年1月23日(月)～1月27日(金)	令和5年2月3日(金)
16回目	令和5年1月30日(月)～2月6日(月)	令和5年2月10日(金)

**取扱店舗登録後「いとまんプレミアム商品券取扱説明書」を郵送しますので、詳細につきましては資料内容をご確認ください。ご不明な点があれば3ページ目に記載の番号までお問合せください。登録店舗につきましては「①のぼり ②ステッカー ③ポスター」を配布致します。(受取期間は「いとまんプレミアム商品券取扱説明書」をご確認ください)**  
**※事業終了後は「のぼり・ポール」は回収致します。最終の請求書提出日にご持参ください。**

## 9.取扱店の取り消し等

本募集要領に違反する行為や、登録内容に虚偽が認められた場合は、換金拒否や取扱店の承認を取り消す場合があります。また違反により損害金が発生した際は、損害賠償金を請求する場合があります。

## 10.その他留意事項

- (1)本募集要領に記載のない事項については、P3に記載の番号へお問い合わせください。
- (2)取扱店情報(店舗名称、所在地、業種等)は、「取扱店舗一覧」として糸満市役所HP、糸満市観光協会HP等で広報する予定です。

## 『いとまんプレミアム商品券』 参加店登録申請書兼誓約書及び承諾書

※糸満市内で複数の店舗を申請される事業者は「項目 5②~④」に追加記載してください

1	申請者	法人 ・ 個人	事業所名 (法人名)			
2	代表者名	フリガナ				
3	所在地(本店)	フリガナ 〒				
4	TEL(本社)		事業担当者 (連絡が取れる方)	氏名 TEL	登録番号 1 ページ目の(8) 参照	
5 糸満市内 の店舗 の記載用	①	店舗名	TEL (店舗)		担当者名 (店舗)	
	②	店舗名	TEL (店舗)		担当者名 (店舗)	
	③	店舗名	TEL (店舗)		担当者名 (店舗)	
	④	店舗名	TEL (店舗)		担当者名 (店舗)	
6	業種番号 (右の一覧より)					

業種一覧・例	
1 大型スーパー	11 生鮮食材
2 コンビニエンスストア	12 教養・教育
3 ガソリンスタンド	13 宿泊(ホテル・民宿等)
4 家電製品	14 雑貨
5 ドラッグストア	15 理容・美容
6 生活資材	16 旅客運送業 (バス・タクシー等)
7 パーラー・弁当・惣菜	17 娯楽・レジャー
8 自動車関連部品	18 菓子製造
9 飲食店	19 その他
10 お土産品店	

### ■誓約書及び承諾書

- 1 商品の販売、又はサービスの提供なく商品券の換金を行いません。
- 2 商品券を使用できない商品に対して、商品券での支払いを受付けません。
- 3 商品券の再販・再流通を致しません。
- 4 商品券の偽造・悪用・濫用を致しません。
- 5 商品券を紛失・毀損した場合、全て自己責任とします。
- 6 商品券の利用期間中(令和4年10月1日~令和5年1月31日)は参加店舗として事業に参加し、真にやむを得ない限り途中辞退は致しません。
- 7 商品券換金期限を確認し、その期限を遵守します。
- 8 商品券の取扱い、参加店舗の責務のまか募集要項に記載している内容に同意し、遵守します。
- 9 商品券の利用に際して、消費者からの苦情や紛争が生じ、店舗側の責に帰すると認められる場合、自ら解決に努めます。
- 10 商品券の取扱いに関して事務局からの改善要請等があった場合には、それに従います。
- 11 店舗名・電話番号・業種の公表(糸満市役所・糸満市観光協会 HP・「取扱店舗一覧」のチラシ等に掲載)について同意します。
- 12 各種団体が定める「新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドライン」を遵守します。
- 13 登録する店舗が風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項第4号及び第5号の規定による営業並びに同条第5項の性風俗関連特殊営業を行う者』『特定の宗教・政治団体と関わる店舗等』『公序良俗に反する店舗』『暴力団、暴力団員又は暴力団員と社会的に排難されるべき関係を有している者』ではありません。
- 14 『暴力団、暴力団員又は暴力団員と社会的に排難されるべき関係を有している者』に該当するかどうか関係機関に照会することに承諾します。

私は、『いとまんプレミアム商品券参加店舗募集要領』並びに上記 1~13 のことについて遵守することを誓約し、14 のことに承諾し、参加店舗の登録を申請します。

令和 年 月 日

申請者名(代表者氏名)

㊞

登録申請書1-2(第11条関係)

口座情報

振込先金融機関	銀行・信金・信組・農協 その他( )						
支店名	支店						
カタカナ 受取人名	通帳1・2ページ記載のカタカナ名を正確に記入してください 【カタカナ】						
	【漢字】通帳表紙名義						
口座種別	普通預金                      ・                      当座預金						
口座番号							

【添付書類】

- ① 通帳表面写し
- ② 通帳1・2ページ（口座種別・口座名義(カナ)・店番、口座番号・金融機関名・支店名)の  
確認できる箇所

第2号様式-①(登録番号1の事業所用)

請求日：令和 年 月 日

「いとまんプレミアム商品券」請求書兼商品券回収管理票

【請求先】

糸満市長 當銘 真栄 殿

【事務局 受付押印欄】

登録店舗No.	01-	←取扱事業所登録証のNo.を記載
登録店舗名		
請求金額		※請求書、使用済み商品券を 一緒にご提出ください（郵送不可）

概要	単価	枚数	金額
商品券（青）	500	枚	円
商品券（赤）	500	枚	円
合計		枚	円

【提出時記入欄】

上記内容にて、商品券枚数の照合を事務局担当者で行いました。

令和 年 月 日

提出者（印鑑可）：

\_\_\_\_\_

商品券事務局 担当者：

\_\_\_\_\_

お振込みは、申込頂いたお振込み口座への入金となります。変更が生じた場合は、事務局まで速やかにご連絡をお願いします。【プレミアム商品券事務局】080-7982-1835



第2号様式-②(登録番号2の事業所用)

請求日：令和 年 月 日

「いとまんプレミアム商品券」請求書兼商品券回収管理票

【請求先】

糸満市長 當銘 真栄 殿

【事務局 受付押印欄】

登録店舗No.	02-	←取扱事業所登録証のNo.を記載
登録店舗名		
請求金額	※請求書、使用済み商品券を 一緒にご提出ください（郵送不可）	

概要	単価	枚数	金額
商品券（赤）	500	枚	円
合計		枚	円

【提出時記入欄】

上記内容にて、商品券枚数の照合を事務局担当者で行いました。

令和 年 月 日

提出者（印鑑可）：

\_\_\_\_\_

商品券事務局 担当者：

\_\_\_\_\_

お振込みは、申込頂いたお振込み口座への入金となります。変更が生じた場合は、事務局まで速やかにご連絡をお願いします。【プレミアム商品券事務局】080-7982-1835